

中津市総合評価落札方式試行要領

平成20年7月 1日
中津市告示第163号

中津市長 新 貝 正 勝

第1 趣旨

この要領は、中津市が発注する建設工事で総合評価落札方式に付する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領に規定する総合評価落札方式とは建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

第3 対象工事

総合評価落札方式の対象とする工事は、入札に付する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の入札価格と、価格以外の要素である技術力等を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他、特に必要と認められる工事

第4 入札手續

総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定していない事項については、中津市契約規則（昭和40年中津市規則第10号以下「契約規則」という。）の規定による。

第5 学識経験者の意見聴取

- 1 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行うにあたり、あらかじめ、学識経験を有する者2名以上を、中津市総合評価落札方式審査委員（以下「審査委員」という。）に委嘱するものとする。
- 2 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行うときは、次の各号に掲げる事項について、審査委員の意見を聴かなければならないものとする。
ただし、(3)については、審査委員の承認を得たうえで、省略できるものとする。
 - (1) 総合評価落札方式により入札を実施することの適否
 - (2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
 - (3) 落札者を決定しようとするときは、落札者決定の適否
- 3 契約担当者は、2の事項について審査委員の意見を聴く場合は、工事審査委員会に設置する技術審査会に意見聴取を行わせるものとする。

第6 落札者決定基準等の決定

技術審査会は、第5の2の(1)及び(2)の事項は、競争参加資格の決定に併せて工事審査委員会に提出するものとする。

第7 落札者決定基準及び評価の方法

落札者の決定基準については、別紙、落札者決定基準（標準例）を参考に定めるものとする。また、評価の方法は次に規定するところによるものとする。

- (1) 評価値 技術評価点を入札価格で除したもの
$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times \text{定数} (1,000,000)$$
- (2) 技術評価点 技術提案等に基づく標準点と加算点を合計した評価点
$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

第8 入札公告に示す事項

契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、入札公告（指名通知）に次の事項を加えるものとする。

- （1）総合評価落札方式による旨
- （2）評価値の算定を行うための資料（以下「技術資料」という。）の内容、提出期限等
- （3）技術的能力の審査に関する事項
- （4）その他総合評価に必要と認められる事項

第9 技術資料等の提出

- 1 契約担当者は、入札に参加しようとする者から技術資料及び競争参加資格証明資料（以下「技術資料等」という。）を提出させるものとし、内容については入札公告（指名通知）において明らかにするものとする。ただし、指名競争入札に付する場合は競争参加資格証明資料は提出させないものとする。
- 2 技術資料等は、競争参加資格確認申請書受付期間（指名競争入札に付する場合は別に指定する。）に提出させるものとする。

第10 工事費内訳書の提出

- 1 工事費内訳書は、入札書と同時に提出をさせることができるものとする。
- 2 1を適用した場合に工事費内訳書の提出がない者の入札は、できないものとする。

第11 技術資料の審査

- 1 契約担当者は、落札者を決定しようとする場合においては、第9の1で提出された技術資料を技術審査会の審査に付さなければならないものとする。
- 2 技術審査会は、1の審査に当たり審査委員の意見を聴くものとし、結果については速やかに契約担当者に報告するものとする。
ただし、審査委員の承認を得た場合は、意見聴取の省略ができるものとする。

第12 落札決定

- 1 契約担当者は、次のすべての要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。
なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
 - （1）入札価格が予定価格の範囲内にあること。
 - （2）低入札価格調査を行った場合においては、入札価格が不適合ではないと認められた者であること。
- 2 落札者の決定は、開札後速やかに決定するものとする。ただし低入札価格調査を実施する場合はこの限りではない。
- 3 1及び2については入札公告（指名通知）において明らかにするものとする。

第13 落札結果の公表

契約担当者は、落札者を決定した場合には、速やかに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を閲覧等により公表するものとする。

第14 秘密の保持

この要領に基づき入札者から提出された技術資料等は、公表しないものとする。

第15 評価内容の担保

- 1 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案等について、その履行を確保するための措置や履行できなかつた場合の措置について、契約（特記仕様書）において取り決めておくものとする。
- 2 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかつた場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。
また、技術提案等がされた部分において、仕様を満足できなかつたものがある場合は、工事成績評価の減点対象とすることができるものとする。
- 3 契約担当者は、1から2に掲げる事項は入札公告（指名通知）において明らかにするものとする。

第16 苦情申立て

- 1 落札者とならなかつた者は、落札者とならなかつたことの説明を契約担当者が落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に申し立てることができるものとし、申立てについては、原則として書面（様式は自由）によるものとする。
- 2 契約担当者は、苦情申立てについては、原則として8日以内に回答するものとする。
- 3 契約担当者は、1の内容を入札公告（指名通知）において明らかにするものとする。

第17 入札実施における特例

この要領による入札手続については、当分の間、電子入札システムで行わないものとする。

第18 その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成20年7月4日から施行する。